

【教育部関係】

議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）	【所管科目】
------------------------------	--------

（補足説明）なし

（質 疑）

○Q 補正予算の4ページの教育費の中の天城中学校、中学校借地解消による土地購入費の、いうことについてなんですけど、何か前にお聞きしたときにとても交渉が大変だったということを聞いたような気がします。その関係でなんですけど、この借地が全面的に地主さんと交渉ができて解消できたからこの補正っていうことでしょうか。

○A 昨年度から交渉は続けさせていただいております、交渉は交渉で進めさせていただいております。ただ、これ今回のこれにつきましてはあくまでも交渉の参考にする資料として、不動産鑑定士の見解を求めて、このくらいの予算額であれば、交渉を始めても何とかいけるのではないかとというところの予算額で計上させていただいているところになります。

です、この金額で地主さんと交渉したからこの金額ということではございません。以上です。

○A ちょっと補足っていいですか、まだ交渉自体は行われておりません。売っていただけませんかということで、その交渉のスタートにはつくよという意思表示をいただいたものですから、今回、鑑定をさせていただいて、金額を出してこれから交渉ということになりますので、この補正予算の用地費をいただいて、初めて地主さんと交渉できるということになりますので、すいませんちょっと補足でご説明いただきました。

○Q これから伊豆市もいろいろなことでそういう土地の取得にいろいろ問題を抱えてるものですから、うまくいったのかなと思ひまして、そして何か、人づてにすごい難しい地主さんがいるとか、噂も聞いてましたので、うまくいったのかなと思って、それで聞いてみました。それで、立木補償金っていうのはやっぱり、その土地には、土地だけじゃなくて、樹木もあるというような見方なんでしょうか。

○A その通りです。敷地の中に木がかなり生えておりますので、それについても予算化をさせていただいたところでございます。

○Q 大体その土地は何人くらいの地権者の地主さんがいるんでしょうか、それは把握してますでしょうか。

○A 2人と認識しております。

○Q わかりました。土地の交渉は難しいし、人柄もいろんな人もいて大変ですが進めて

ください。

○Q 今日アップデートして、補正予算資料として入れていただいた図面ありますよね。そこで、今回は2,000万円の購入予算を補正で上げているんですけども、内容的には、この天城中学校、この枠で囲った以外も、学校敷地は当然あるわけなんですけれども、これは2筆の私有地の土地を購入したいということで色分けしてるっていうことで、いいんですか。

○A こちらの方2筆ではなくて1筆になります。

この色分けがですね、宅地として鑑定してる部分と、あとは山林として鑑定してる部分で、わかりやすく色分けをさせていただきました。

○Q そうすると宅地部分というのは、白抜きのところの範囲ですね。今、体育館があったり、一部グラウンドがあったり、それであと、雑種地がピンクで塗りつぶされた、いわゆる法面の部分ですね。

わかりました。これで、天城中学校の学校敷地はすべて市の所有のものになるということでしょうか。

○A 現在借地をしておりますのがこの筆のみとなりますので、これを回収することによって、天城中学校の敷地は市の土地になるということになります。

○Q 予算2,000万ということで購入費、あげているんですけども、先ほど不動産鑑定士の意見も聞きながらなんていうことを仰ってましたが、2,000万円の、ちょっと数値的な根拠っていうのを教えていただきたいんですけど。

○A 数字上ちょっと積算については交渉前ですので、控えさせていただきますが、こういった形でこの数字というものが出てきているのかというところでご説明をさせていただきますと思います。

この鑑定士の鑑定になりますので、細かなことまではちょっと申し上げられないんですが、まず標準価格といたしまして、近傍地である3ヶ所の取引事例を参考に算出をさせていただいているところです。

それに、道路幅員であったりとか、売買する土地の規模、大きさですね、あとは形などいくつかの評価した係数というものがあるそうで、それについて係数をかけ合わせて、最終的に算出されたものが、この価格となっております。

先ほどちょっと申し上げましたが、宅地の部分と山林の部分をそれぞれ分けて、計算をさせていただいて、この鑑定額が出てきましたので、それに基づいて予算を計上

させていただいたということになります。以上です。

○Q 今ちょうど交渉これから始める、意向は確認したということですよ。譲っていただけのような。それをもって、これから具体的な交渉を始めますよと。その上で、今課長がおっしゃった、具体的な例えば不動産鑑定額であるとか、その辺のところは今後の交渉に影響が出る可能性があるのもまだ公にはできないんで、この場でお答えできないということだと思うんですけども。

そこでですね、要はこのところを購入して、全部、市の持ち物にするわけですね。結局、目的があって購入するわけなんですけれども。これは公共施設の再配置計画の中にも入っていると思うんですが、具体的に今後、この天城中学校の学校敷地、今回の土地購入部分も含めて、どのような活用の仕方を行政側は検討して、この購入するという決断に至ったのか、その経緯を説明してください。

○A 天城中の跡地活用の話に繋がってきますけども、他部署で興味のある企業さんの方が数名手を挙げていらっしゃるということですので、借地が残っていると、今後のそういう企業誘致とかですね、売買に至ることかわかりませんが、その辺に影響があるだろうということで学校があるうちに、まだ借地の相手方がいるうちにこの借地を解消して、市の土地として、次の交渉のテーブルに乗せたいというところがあることから、今回、用地買収の話というふうにさせていただいております。

○Q わかりました。その話も、交渉に多少関係が、影響が出るかもしれないんで、あまりこれ以上深く掘り下げたくないなと僕も思うんですけども、それで、先ほど2,000万の金額の根拠の話をしましたけれども、今後ですね、地権者さんと交渉を進めて、この予算の範囲内でなるべく収まるような交渉していくと思うんですけども、その時には、あれでしたっけ、議会の議決は必要になるんでしたっけ土地購入は、これは関係ない。金額が3,000万円というのは、その時に例えば、議会側への報告として、要は交渉金額これでまとまりました。要はその交渉にあたっての金額の根拠としたのは、例えば不動産鑑定額がこういうものですみたいな形の提示というのはその時点では公開できるんですか。

○A ちょっとやり方というか形はどういう形になるかわかりませんが、何かしらの形での公開はできるのではないかと考えて最終的に決算の段階では出て参りますので、そういうところでの説明が可能ではないかと考えております。

○Q 議案上程案件じゃないんで、その代わり、課長がおっしゃった決算審査には当然のってくるんで、その時点で公開できるということですね。

それとあともう1点なんですけど、先ほども触れられましたが、立木補償なんですけれども、この今回購入される土地のうち、立木がありそうなところは法面のところが主なのかなと思うんですけれども、立木補償金で200万円の予算立てをしてるんですけれども、その予算の根拠っていうのは、いかがですか。

例えば、樹木の種類であるとか、あとは本数であるとか、その辺の細かいものってのが、もしお持ちでしたら教えてください。

○A 現在のところこれ、交渉段階で、そもそも立木の補償が必要なのかどうなのかっていうところもすべて構想段階になって参りますので、あくまでも予算として見積もらせていただいたというところになります。

現状は250本程度の立木を想定をして、それに基づいて、例えば品質のいい木があったら幾らとか、逆に小さくて、あんまり品質が悪いのはこのくらいっていう、3段階ぐらいで金額の設定をさせていただいて最終的にこの金額を計上させていただいているところでございます。

○Q わかりました。

○Q 後ろの、今の伊豆市マークの補正予算資料の、今度は5ページになります。上の債務負担行為補正です。

追加分で、学校教育課が2つ、債務負担行為で、熊坂小学校の照明機器借上料と、あとは天城給食センターの照明機器借上料。いずれもLED照明ということなんですけども、令和7年度から9年間ですね。債務負担行為の補正の追加の提案されてますけれども、この事業を行うことによっての電気料の期待される削減効果、金額等、わかりましたら教えてください。

○A 電気料もそうなんですけど、すいません、電気料だけのちょっとデータを持ち合わせておりません。電気料と、修繕、これ交換っていうか、年数が経つごとに備品も壊れて参ります、現状のものですと。ですので、その修繕等も考慮した状態で、電気料と修繕費を合わせたところの削減効果というところで、計算したもので、2つの施設で106万円程度、こちらの方が削減効果があるのではないかと考えているところです。

○Q 一旦わかりましたけど、106万円、2つの施設をLED化することによって、電気量を削減する効果が見込まれるであろうということですね。

それでもって、来年度から9年間の債務負担行為で、要はお願いしたいと、それぞれの限度額の中において、お願いしたいということですよ。

○A 蛍光灯の生産自体が、2027年に終了してしまうということで、いずれしてもここでLED化を進めなきゃいけないということがあります。

この蛍光灯、さっき修繕料と言ってましたけど蛍光灯ですと管を変えなきゃいけないっていう、この見積もりも入っての削減率ということで、平均すると75%ぐらい、電気料にすれば、電気その管の交換とか、その辺もあわせて削減できるというふうな見込みであります。

あわせて、今回のリースということですので、機器を見積もってもらって交換した場合に、想定なんですけどもCO2の削減にも今回減るっていうのもありまして、それが、熊坂小ですと、年で7.7トン、天城給食センターでも、年4.4トンぐらいのCO2の削減が可能ではないかという見積もりが出ておりますので積極的にこれを進めていきたいというふうに考えております。

○A 先ほど、電気料がどの程度削減されるかという話なんですけども、天城給食センターと熊坂小学校合わせて、年間約21万ぐらい、10年だと210万ぐらい。その電気料プラス、多少の修繕がかかると思いますので、それを合わせると、年間で21万ぐらいの削減、10年で210万の削減というな数字が出ております。

○Q 今、Aが説明してくださった数字が、Aがおっしゃった106万と、なんかちょっと若干違った感じがするんですけど、どういうふうに今聞いたらいいのか、ちょっと整理してもらいたいんですけど。

年間21万とかっていうのがあって掛ける10年間で幾らとかってあったんですけど、整理してもらえます。

○A 申し訳ございません、僕が見てるところが違っていました。

リース料を支払った後の経済効果というところの中では、熊坂小学校で2万2000円。それで天城給食センターで19万円程度とか先ほど主幹がお伝えしました、21万円が正合っています。訂正させていただきます申し訳ございません。

○Q わかりました。電気料についてということで年間21万の削減効果があると。それを債務負担行為の期間は9年間であるけれども、それが年間当たり削減効果として見込まれるということですよね。わかりました。

○Q 今の引き続きの話になる。熊坂小学校の件、追加補正の話ですので、それらについてはですね、この場所だけの回答でも結構ですので、私は何を言わんとしてるかっていうと、9年間、この契約をするんですよね。

そうすると、一般質問で私が、小学校再編の問題については、現段階においては、方法等々も含めて、決まってないというご返事を教育長の方からいただいているんですが、9年先まで熊坂小学校は現存するというふうに見えますよね。いかがでしょうか。

○A こちらについては確かにそういった取り方もございます。こちらといたしましても、こういった方法が一番適当なのかということを考えてみました。

ただ、蛍光灯自体が先ほど申し上げましたけれども、2027年には生産が終了してしまうということになりますと、もうそこまでに統合が進んでいかなければ、備品等の調達が難しくなってくるという事例。あともう1点は学校からのかなり強い要望で、照明自体が熊坂小学校ものすごい暗い状態で、児童の目にもよろしくないという話が再三出ていたというところもありまして、子供の学びというところを考えるとやはり10年というスパンはあるんですけれども、ここでリースを考えたらどうかという話をちょっと検討させていただきました。これについては、すべてを撤去、工事によってすべて変えるっていうことも一応試算をさせていただきました。その方が10年っていうしがらみがないもので、そちらの方がいいのかなということも考えたんですが、最終的にそちらで調べたところ、1,500万円くらい整備をするとかかかってしまうということもわかりましたので、それであるのであれば10年、建物自体は残るということも考えられるんですけれども、リース料としてこちらの補正、債務負担の金額の通りさせていただいた方が、ほぼ半額以下になるものですから今回こういった対応とさせていただいた次第でございます。以上です。

○Q おっしゃることは全く良くわかりますし、追加補正としての問題のとらえ方としてはそれでよからうと思います。

ただですね、教育部の追加補正の問題の中の考え方の中に、つまり私が気になるのは、小学校の再編のことも加味された上で、これらのことについて、10年のリース契約をするという答えになったかどうかということだろうと思うんですよ。その辺を、裏のニュースというんでしょうかね。例えば、ごめんなさいね余分なところ突っ込んでやって申し訳ないんだけど、再編の問題に、現段階では、具体的な時期等々についても決まらないうと、もうこれからの段階ですよっていうお話を聞いている中で、例えばこの補正が10年契約のということになったときに、市民は、あれ、熊坂小学校って10年後にはまだあるのかなあというふうに印象はとられますよね。ということは、再編の中に熊坂小学校は組み入れない答えなんだろうかなって私は感じたんですけども。そんなことはないですか。

○A こちらの予算の考え方としては、確かに再編のお考えも当然視野に入れていかなければいけないというところはやっぱり頭の中にはあります。

ただ、生徒の学びということを考えるとそればかりも言っていられないということで今回に関しては、全く分けて考えさせていただきました。

その中で、市民の皆さんがそういったご理解をいただければということ、あるということも想定されますので、再編についてのお考えについては意見をアンケートを取るとか、話を一般質問させていただいておりますけれども、再編について皆さんで考える仕組みを、もうどンドンとつくっていったって、その中で再編は再編で考える、こちらの予算立ては予算立てで考えるという形の中で、今回進めていきたいと考えて今回こういった形をとらせていただいているところでございます。

○Q 4ページの、学校給食費、バルク貯槽入替に伴う中伊豆給食センターの施設改修について、詳細を教えてください。

○A バルク貯槽、バルクタンクにつきましては、平成16年に設置をされたタンクでございます。

何が入っているかという、内容物はLPガスですね。内容量につきましては、2,420リットルとなっております。

今回、計上に至った経緯でございますけれども、今年の3月にこれを設置された業者の方から、今年度が、法令上の耐用年数を迎えるという報告がありました。

しかしながら、すでに令和6年度予算には間に合いませんでしたので、当初予算への計上を見送ったところでございます。

この工事、どのくらいかかるのかというところですが、数日程度で済むという話も伺いましたので、令和6年度になりまして、再度設置業者と施工日数等で調整をし、今回の補正の計上となったところでございます。以上です。

○Q 説明はよくわかりました。平成16年度に設置。そして、令和6年以降については、今までのLPガス、これは燃料としては一緒のものなのでしょうか。

○A 同じものになります。

○Q それに伴う施設改修ということで理解しました。ありがとうございます。

○Q 私がちょっとわからないことを教えていただきたいんですけども、今のページの学校給食給食費の上、中学校の管理費。

先ほど出ました天城中学校の借地改修による云々ですけど、立木補償金というふうな、ここに書いてありますけど、何か先ほどのお答えですと、流木流木っていう言葉を何度か伺ったんですけど、この立木の補償をするのに、流木っていうのは何か、関係あるんでしょうか。

○A すいません、立木（たちき）とも読みますし、我々これが業界用語なのかわかりませんが、そのままで立木（りゅうぼく）というふうにも読めまして。

ただ我々が使い慣れてる言葉で立木ということです。

○Q すいません、わかりました。

○Q 社会教育課長もいらっしゃるんで聞きます。

4ページですね、体育施設費、丸山スポーツ公園管理棟屋根防水改修工事であります。798万8,000円、約800万ぐらいなんですけれども、この屋根防水ですから、いろんなやり方があると思うんですけど、今回やられる工法とかですね、あと工期、そこを教えてください。

○A 工法ですけれども、既設の屋根に、新しい改質アスファルトシートをかぶせる被せ工法というのを検討しております。

工期につきましては今後、入札をかけるかと思えますけれどもその中で、年度内にはなるべく早く終わらせたいと考えております。

○Q わかりました。

（委員外議員）杉山（武）委員外議員

（討議・討論・採決）市民部、健康福祉部と併せて行う

議案第86号 工事請負契約の変更について

（補足説明）なし

（質 疑）

○Q 全員協議会でも以前、詳細については説明をいただきましたので、あれなんですけど、いろいろと備品購入費であるとか、その辺のところも一通り、とりあえずそろっている状態なんですけど、これで大体中学校関連の予算は、あとは細かいところが出

てくるかもしれないんですけど、が出て全部出てきたのかなと思ってるんで、総事業費はこれで、どれぐらいに結果的になったのかっていうのが、最後教えてもらいたいですけど。

○A 総事業費、約ですけど、用地費から全部込みで71億弱あります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【市民部関係】

議案第65号 令和5年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 令和5年度、昨年度についてなんですけれども、被保険者数っていうのは、若干減っているような話も聞いています。

その中で、保険給付費については、ちょっと伸びがあるっていうことなんですけれども、要は、人数入ってるけれども、病院にかかって、医療措置を受ける人は増えてるというのか、金額が増えてるとかっていうことの傾向だと思うんですけれども。

そういう中で、人間ドック等、国保の方でもやられていると思うんですが、その辺の検診で早期発見ができて、保険給付費、いわゆる医療費の低減に繋がってるのかとか、その辺の相対的な、令和5年度における傾向というのか、その辺を教えていただきたいんですけど。

○A まず、国保事業の状況についてですが、委員がおっしゃる通り、人口減少に伴いまして、世帯数及び被保険者数は減少傾向にあります。医療費費用額につきましては、前年とほぼ横ばい状態で減っていない状態です。

また、高額療養費につきましては支給状況を見ますと、高額の件数支給件数自体は、191件と減ってはいるんですが、これも人口減少に伴うものだと思うんですが、保険者の負担額としては約4,000万ほど、増えている状況となっております。

被保険者数が減少している反面ですね、費用額が増えている状況となっております。1人当たりの医療費も増加しております。これにつきまして、市の方で検診等をジェネリックの推進等で医療費を下げるといって、ことを推進しているんですが、医療費下げるにあたって検診等の内容について、健康長寿課の方で説明させます。

○A 健診の受診率とか、そういったものについては、大きくは変わってないのが現状です。

いろんな工夫はしているんですけど、そこからですねまた医療費が減少したかというの、ちょっとそこまで分析ができていないので、今後そういうことができるのかどうかというのを考えていきたいかなというふうに思います。

○A 申し上げた通りなんですけれど、コロナ明けでですね、やはり受診が高まったっていうのと、1人当たりの医療費が、ちょっとずつちょっとずつ伸びていきますので、被

保険者数は減ってますけれど、医療費としては、1人当たりの医療費が増加傾向にあるのが、全体の大きな流れでございます。

○Q 全体的なその傾向っていうのは課長の方から、また健康長寿課長の方からも話があったところでわかったんですけど、そうだなと思ったのは今市民部長がおっしゃった、コロナがあったよなと思って。

だから、そうすると、もう1回その令和2年とか令和3年辺りを見返して比較をしなきゃいけないなというふうに思ったんですけど。

これからの傾向としてね、この会計のあり方なんですけど、いわゆる一般会計からの繰出しも、繰入れも当然ある中で財政運営をしているわけですね。

要はその被保険者数もだんだん減っていくという中で、令和5年度においては、その傾向が少し、見られたのかなというお話が、皆さんからあったんですけども、国民健康保険制度を維持していくためにやっぱり必要なものっていうのは、令和5年度終わって、改めてどんなことを感じたのかっていうのを教えてもらいたいんですけど。

○A 必要な事といいますとやはり、医療費を下げるのが、第1になるかと思います。あとですねその医療費について、現状の伊豆市の運営の状況につきましては、国保税の調定額につきましては、ほぼ県の平均と同じぐらいの調定額になっております。

また令和5年度につきましては基金の積み立て、が約4,000万ほどの積み立てを、行っております。

令和5年度の単年度の収支についても、3,300万ほどの黒字となっております、現状のところ、安定的な運営になっていると思います。

今年度につきましては、税率を上げてありますので、7年度以降も税率改定による効果額が見込めますので、安定的に継続が見込まれるのではないかと思います。

○Q 1点だけ教えてください。

一番科目で伸びた医療費の科目、私の私見では訪問看護っていうが伸びてるようなイメージがあるんですけども、そうでもないですか。医療の方の訪問看護ね。

○A 今お話のありました訪問看護の部分だけというので抽出をちょっとかけていないので今この場で即答ができなくて申し訳ないんですけども、医療費自体は伸びているというところもあります、対象者として、例えば透析等をされている患者さんが1人増えるだけでも、もう年間で何百万というふうにすぐ増えるというような状況になってまして、やはりそういったところも影響が大きいかなという感じはしております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

議案第66号、令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出の認定について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

議案第78号、令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）【市民部所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 伊豆市マークの03の資料です。3ページになります。

歳出の総務費のうち、会計管理費と賦課徴収費ということで、会計課と税務課ということなんで、一緒に聞きたいんですけど、両方とも支出科目の集約に伴う窓口収納手数料の増とか減ということなんですけど。

すいません支出科目の集約とか、その辺っていうのちょっと具体的にどんなことを行ったのか。それに伴って、こういう予算の増減があるんだっていう、その辺の説明いただきたいんですけど。

○A これまでですね、窓口手数料については、それぞれの課でですね、予算計上しておりましたが、手数料の増額というタイミングもありまして、1つの課に集約しましょうということで、会計課に集めました。

ただ、一番金額が多いのが税務課ですので、税務課の予算計上した金額を、会計課の方に、補正予算として出させてもらってます。

○Q 単純に、ここの補正予算資料の会計管理費とか、賦課徴収費ってあるんですけど、

この賦課徴収費分が、会計管理費ということで、支出科目が集約されたので、それに伴って増減が出たんだよということによろしいですか。

○A はい。その通りです。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第79号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 伊豆市マークの補正予算資料の5ページですか。

その中の歳出の中で基金積立金ということで3,376万7,000円ということで先ほど課長も令和5年度の決算の中で4,000万ぐらい積みだったということなんですけど、決算書によると、令和5年度末残高が3億3,393万5,000円ということで、基金が、積み上げられています。これに今回の補正で積み上げると、基金残高が3億6,770万ぐらいになる計算なんですけど、それで間違いないですか。

○A この金額をそのまま足す形になりますのでその通りであります。

○Q わかりました。基金規模が適正かどうかってのはわかんないんですけども、取り崩しでは令和5年も確かされてなかったと思うんですけども、取り崩しをするケースっていうのはどういうことが、この基金については考えられるんですかね。

○A 療養費の方がかなり多くなった場合ですね、今の会計の中で、繰入等ができなくなる場合を想定しております。

○A 今の医療給付費が伸びた場合のときと、あと他にもですね災害等の大きな事案が発生した場合にですね、こういった通常の支払いができなくなるっていうことも想定されるっていうことで、今現在この保険給付費の支払いっていうのは、県からの普通交付金というのをいただいてそちらの支払いに充てるというふうな形で繰りかえって払うという形になってるんですけども。

そういった通常の作業ができなくなる可能性もあるということで、1回分ぐらいの保険給付費分を基金として確保しておきたいというところもあります。

なのでもし災害等で支払いに困らないようにっていう部分も含めて、この基金を、置いてあるというような考えもあります。

○Q よくわかりました。そうすると、そういう前提のもとだと、この3億っていう基金規模は大体妥当な規模なんですか、伺います。

○A その通りです。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第80号 令和6年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第85号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 04の、令和6年9月定例会条例議案説明資料の2ページになるんですけど、皆さん開いてらっしゃいますか。今の伊豆市マークのところが出てきたところの隣になるのかな。そこに議案85号の改正理由とか内容とかっていうのが書かれています。

施行期日が今年の12月2日ということなんで、ざっくり理解したところは、いわゆる

紙の保険証が、今年の12月には新規の発行をしませんよと。

ただ今発行されてるものは、発行された月から1年間は有効なんで、その間は紙の保険証は使えますよ。だけど、基本的にはマイナンバーカードと保険証が紐づけされますんでそれに伴う改正ですってことなんですけど、内容で、被保険者証の返還に応じないものに対する罰則規定の削除とかってあるもので、既存の条例が、返還に応じない場合、10万円ぐらいの過料の罰則が確か書かれてるんですけど、そういう背景があって紙の保険証なくなるっていうこと背景があるものでそこに該当するところの条文を削るという意味だと理解はしたんですけども、何だろう。何を言おうとしたんだ。そういう理解でよろしいですか。

○A 委員の言った通りでございまして今年の12月2日から保健証が、マイナンバーカードに切り替わって、その場合に、被保険者証というものが原則なくなるということで、この条文に関しましては、被保険者証の返還を求められてこれに応じないという部分がありますので被保険者証自体がなくなるということで、この部分を削除するということです。

○Q 大体私の理解でよかったのかなと思ってます。今度ですね、12月から新規発行が紙の保険証なくなって、国の話だと資格確認書っていうのを、これは希望する人には出すっていう方式でしょうか。結局マイナンバーカードと保険証が紐づけされて、マイナンバーカードだけ出せば、医療機関で医療サービスを受けられるっていうところを目的としてるんだけども、要は資格確認証っていうのがまた別にあって、例えば、国民健康保険から一般の社会保険にか切り替わる場合、どういうふうな手続きが要るんだとかっていうのはちょっとイメージとしてわからない人もいると思うんで、そこら辺はどうなのかってのをちょっと説明願いたいんです。

○A まず資格確認証につきましては、マイナ保険証を有していない方に対して発行するものになりますので、現状の保険証と変わらないものになります。これは有していない方全員を対象に交付いたします。

マイナ保険証を保有している方につきましては、資格情報のお知らせということで、氏名とか記号番号とか負担割合を記載してあるものを、別途をお送りする形になります。

その資格情報のお知らせのみでは、受診はできないんですが、当然マイナ保険証を保有している方なので、マイナ保険証を病院で提示して使っていただくということになります。

○Q ここに保険証あるんですけども、これが来年の7月31日まであるんですけども、これ12月2日に保険証もう切れちゃうんですかそれとも、併用して使える状態にあるんですか。

○A 保険証の方は有効期限まで使えるようになります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第87号、住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q すいません、確認のため伺います。

この議案書に令和6年10月31日限りで、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町及び小山町ということで、これでいわゆる総合委託をしていたわけですけれども、私が聞いてのところのもう1回確認なんですけど、いわゆるそのマイナンバーカードが普及してきて、コンビニ交付も件数として増えてきていると。要はそのサービスを受けるにあたって、今言った近隣の自治体との相互連携組まなくても、全国で一律にどこでも交付ができる、そういうサービスが整ったんで、これを廃止するっていうということになったと思うんですけど、それでよろしいですか。

○A 委員の言う通りでございまして、コンビニ交付が始まった今年の3月から戸籍の全国広域交付も始まったことによりまして、総合委託をしなくても取れる環境が整ったことによりまして、事務の委託を廃止するものでございます。

○Q わかりました。

それを踏まえて、市民の間ではそういうふうな利用の仕方ができるんだっていうことを認識してらっしゃる方ってのは、ほとんどだというふうに思ってますか、まだ周

知がしなきゃいけないのかなとか、その辺はどうでしょうか。

○A ちょくちょく来られる方については、わかってきているかなとは思いますが、やはりあまり取りに来られない方につきましては、今後も周知が必要だと考えております。

○Q すいません1つ参考に、伊豆市によその町から来た件数はわかります。

○A 令和5年度なんですけれども、伊豆市の方で、他市町の証明書を交付した件数が、住民票が13件、印鑑証明6件。戸籍全部事項証明が4件、戸籍の個人事項証明が6件ということになっています。

○Q これは年々減ってるって理解でいいんだよ。

○A そうですね。コンビニ交付が始まったのが平成29年になるんですけれども、その時には住民票だけでも年間115件の利用がありました。

昨年度中は13件ですので10分の1ぐらいにもう昨年の時点で減少しているものになります。

○Q ちなみに伊豆市の方がよその町で使ってるってのわかるんですか。

伊豆市の方がよその町は、コンビニ交付が始まった当時は住民票だけで201、県だったんですけれども、0わあ、5年度の合計になると、73件ですね、半分以下にはなっています。

なのでコンビニ交付に移行してるものが多いかと思いますマイナンバーのカードの交付率もどんどん上がってましたので、それに伴ってコンビニ交付の方が増えてるのが現状です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【健康福祉部関係】

議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 資料はですね、決算資料の06の令和5年度決算成果説明資料です。ページは205ページになりますけれども、介護認定審査会費と、あとその下の認定調査費がそれぞれ決算額上がってるんですが、審査会の方は、いわゆるその認定調査の結果を受けて、審査会委員の方々に年間50回ぐらい会議を開いてるっていう話なんですけど、その上の介護認定審査会費のところで、事業の成果ですね、これで年間1,353件を審査会にかけたということなんですけど、その下の認定調査費のところで、事業の成果で認定調査件数が、1,164件っていうことで、いわゆるその認定調査をかけた数よりも多い件数が審査会費の方に上がっているんですけど、認定調査をしてそれから審査会に上げる、その流れっていうのをちょっと説明願いたいんですけど。

○A 申請を受けてですね、調査員が調査に行くという格好になっています。意見書の数1,300件と認定調査件数がちょっと少ないところなんですけれども。

○A これについて今ちょっと資料を持ち合わせてないんですけども、通常お亡くなりになった以外は、すべて認定調査にかけていますので、ここの開きは年度の差だとか、そういう差で、ちょっと年度予算にしては、大きいなとはちょっとここで感じるんですけども、通常は認定調査をして資料がそろったものはすべて調査にかけています。

○A すいませんちょっと確認させてもらってよろしいですか。

○Q 委員長も確認していただきましたけど、いわゆる数字の差、今認定調査と、要はその審査会に上げる件数というのは基本的には、イコールっていうような、そういうことで、すべて認定調査をかけたものについては審査会の方にかけて、判定をしているということによろしいですね。

その際については細かくまた調べていただくことにして。

要は、もし差異が出るとすれば、年度を跨いだ案件があって、それが年度内の件数よりも、当然繰り越されれば増えるわけなんで、それが影響してるんじゃないかということがあるんですけどもそれはそれとしていいです。

令和5年度でこういう審査会であるとか、認定調査の件数っていうのが上がってるわけなんですけど、要はこれから高齢化が進んでいく中で、いろいろと介護必要な方とか、あとは深刻なのは、認知症になる方が増えるとかっていろいろあるわけなんです

けど。

令和5年度、この数字はですね、大体どんな傾向で今推移してるんですか。前年度とかその前の年度から比べて。

○A 認定者なんですけど令和5年度については、微減ではあったんです。

今まではですねやっぱり少しずつ増加するような傾向ではあったんですけど、その理由として微減なんですけど、人口ですね、65歳以上の人口が減っていることと、ただ後期高齢者については増えていますので後期高齢者の割合が高くなっているのが本来であれば、認定が増えていくっていうのが自然だと思うんですけど。

うちでも適正化の事業っていう適正に認定するっていうのがあってですね、結構、介護保険を使いたいとか病院に入ると、看護師さんがいきなり、介護認定をしてください、先にしてくださいっていうのがあるんですけど、実際は、病状が最終的に確定して、どういう介護が必要かっていうところで、認定をするとかっていうのもあるので、ちゃんとその人に合った介護を合わせるような事業もやっているのも適正化の事業とかあと健康増進の事業なんかも非常に進めていて、実を言うと、お達者度、ちょっとテレビでも出てたと思うんですけど、女性なんかも、ちょっと上がってるとかってのも、あるので、それがすべてではないですけども、傾向としては、後期高齢者が増えるのでここで認定がちょっと微減したとはいえ、まだ増えていく可能性は高いっていうふうに考えています。

○Q 今、課長がおっしゃったことは理解します。その中で、令和5年度においてっていう前提なんですけど。いわゆるその1,353件の案件を審査会で処理をして、認定されたのかわかんないんですけど、この1,353件のうちに認定されたのは何件なんです。今厳正な審査とかっておっしゃったので。

○A 決算審査概要報告書の90ページに、認定審査会の開催状況を載せてあります。

4年度より5年度が微減ということの件数とそれから申請が新規なのか、更新なのかっていう、ことがあります。

そしてその申請状況ですけども、その上の②のところに、何人か認定されたということと、それからそのパーセンテージを載せさせていただいています。

○Q ちょっと資料を正確に読みたいんですけど、今の05の決算概要報告書の90ページの、初めに③のですね、介護認定審査会の開催状況ということで、令和5年度を見ます。そうすると、令和5年度の累計を縦に下からずっといくと合計で1,353件ということで、06の決算成果説明書の1,353件と一致しますということですね。

このうち、審査を受けて認定された方は、何件ですかというふうに私が質問したのに、この05の資料の②の要介護認定者数また要支援認定者数っていうところで、それぞれ段階が横軸であって、認定された方っていうのが、これが認定者数だから、例えば、一番左の要支援の1とか2で、いけば、第1号被保険者では524人、第2号被保険者では20人っていうことで、一番下の認定率ってのあるじゃないですか。4.5%。

○A 1年間の審査会で1,350件に対する認定結果ではないんですけども、これ全体の結果になってしまいますけれども、今認定を受けている方たちの状況が②の表になります。

○Q ちょっと数字のあれが違うんですね。

だから僕が聞いたかったのは、先ほど課長がなかなか厳正な審査されてるっていう話もあってね、さっき病院で看護師さんが受け取ったけども先に介護認定してくださいみたいな話もあるということだけれども、審査会の中ではその辺も、複合的に考えながら、審査をしているというようなことをおっしゃったので、要は1,353件審査会にかけたけれども、すべての方が認定されているわけじゃないよね。

だから、どれぐらいの認定率なんですかって私は聞いたんですけど、そういうデータしかないから、その上でご説明されたということですね。

客観的な数字はないんですけども、要は100%認定される状態ではないということですよ。

○A そうですね100%っていうことはいいです。

自立されてる方も中にはいらっしゃいますので、そういったときには認定されないっていうときもございます。

○Q ちょっと整理させてもらおうと、主幹が言ってるのは、該当人口に対して介護保険を受けてる人が認定率だと言ってですね、あなたは審査を受けた人の中にちゃんと認められた人の率は何%かって聞いているわけですよ。いや、それは認定率と言わないんですよ。

だからちょっと食い違った議論になって審査は100%掛けるって前提になってるということ。その代わり却下とかそういうのもあるよということだけど、認定審査にはちゃんと100%かけてますよという、今100%じゃないよと言ったらちょっと違うんじゃないかなと思います。却下というのはと理解してますけども、いかがでしょうか。

その2点にこだわる理由がもしあればまだ聞いてください。

○Q いろんなケースで申請したけども、却下されるっていう理由は当然あると思います。

だから、100%がこの制度のパーフェクトな姿かっていうと、それは一概には言えないと思うんですけれども、要は認定調査を依頼するのは、ご本人なのか、ご家族なのかってところがあるわけなんですけども。

いわゆる介護サービスを受けたいという希望がある中でね、いろんなことを検討しながら審査会の中で審査して、その上で認定という手続きになってるってのはわかりましたから、100%じゃないからけしからんなんて私は毛頭思わないんですが、だから、そこら辺は適正にルールにのっとってやられてるということによろしいですね。

○Q 審査にかけた件数で、いわゆる却下の件数、いわゆる介護保険に対応しませんでしたよって件数が何件あるかがわかりますか。

○A すみません。今はその資料を持ち合わせておりませんが、却下と非該当というのも結構ありまして必ずしも100%の方が認定されるわけではありません。

○Q その認定と率はまた別だけど。

○A 委員長が説明してくれたんですけど、申請があれば全部当然かけて、最初から却下ってことはもちろんないんですけど、その前にですね、包括支援センターとかに大体介護の認定を、どんなことでしてくるかっていうとやっぱり、認知症でちょっと何かおかしくなってるなとか、骨折でもうちょっと、不自由になってるから必要かなとかっていうのを、まず包括とかに相談していただいてですね身体の状態を見て、どういうふうにするかっていう、介護認定もそうですし、総合事業って言ってチェックリストで比較的簡単にサービスが受けられるようなものもあるので、すべての介護認定じゃなくてですね、できる限り適正な、厳正に弾くってということじゃなくて、使ってもらってことも当然必要だっていう考え方も持っておりますので、そういう思いでやっております。

○A 1年間の結果ではないんですけれども、4月から7月分で、比較をした、却下と非該当の数字を持っておりましたのでそちらを報告させていただきます。

4月から7月の認定審査件数で、令和5年度ですけれども、464件の申請が、審査会にかけた数がありまして、そのうちの非該当ですね、介護の状態にないというものが1件、それから却下ということで、区分を変更、自分は少し重たくなっただんじゃないかということで、少し介護度を上げて介護のサービスが利用できる量を増やしたいということで、区分変更に来た、それを却下した件数が2件ありました。去年はこの非該当1件、却下が2件。令和4年度が非該当4件、却下が2件でした。

○Q 非常に予算額の大きい介護保険特別会計の中でですね、本当に小さいところで申し訳ないです。

一般質問にならないように気をつけてこの間の件ですけど、確認しますからちょっと考え方とあと金額的にどういうふうに影響してくるのかっていうところの確認で教えてください。決算成果説明資料でいくと、216ページの下段に出てきます。任意事業費っていう中に含まれてます。家族介護用品支給事業助成金についてです。

利用者116名いらっしゃるということで、このくらいのこの青いような表紙の束になってるやつ、補助金みたいのが束ねられてるのが利用者に渡ってて、それを1ヶ月に1枚使えるっていうような形になってると思うんですよ。

それが1ヶ月2,000円の市等もいるしまたは1ヶ月4,000円の人もいると。

これ聞くとところによるとすごくいい制度で、使える該当の方は本当に便利に使ってるんだけど、1ヶ月に1枚しか使えないっていうのが使い勝手が悪いっていうご意見が多分いってると思うんですよ。

それに対してどういうふうに説明してくれてるのかなっていうのが1つ。

それで例えば1枚の件で、何年何月まで使えますみたいに書いてあるけど、それを無くして欲しいっていう希望が利用者からあって、そうすると、1回2,000円の人だったら例えば4,000何百円のやつを買ったら2枚とあと残りの現金とか払えばいいんだけど、2,000円だと現金を出す金額が多いうてことを多分言いたいのかなと思うんだけど、それをやっちゃうと、最初の何ヶ月とかで1年分使っちゃって、例えば該当する家族じゃないその本人の方がなくなっちゃうと、こっちの持ち出しが多くなるからそれができないっていうことなのか、その辺をどういうふうに整理して今の形になってるのか、そこを1ヶ月1ヶ月にすることによって、こちらとしてはこの出しが少なくて済むとか、どの辺の理由でこうなってるのかっていうのちょっと教えて欲しいです。

○A 今委員おっしゃるように、この4,000円2,000円というのは家族の介護を助けるための事業ということで、ご本人と家族が全部非課税であれば4,000円で、課税の方がどちらかいると2,000円という制度で、おっしゃられたように1ヶ月に2,000円なり4,000円という形になっています。

これを経緯とするともともとは、おむつなんですけど、おむつを月に1箱送ってくることだったり、過去には金額ももうちょっと大きかったりするんですけど、この特会の中に入っておりまして、国の支援だとかそういったものも入っています。

その中で、適正に使う必要があるんですけども、委員おっしゃるように、やっぱ

り介護度というか、在宅などで介護サービスのショートステイだとかデイサービスで
ってということもあるので、使わないときもあったり、あとは介護度が変わるとか、そ
うということもあって、月に幾らで適正にやってくださいという制度なんですっていう
ことではあるんですけども、やっぱり介護する人は非常に大変な思いをされてると
思うので、国は、こういった日常的な物を支援から外してく方向なんでけど、市とし
ては、やっぱり大事なものだと思っていますので、この会計に入ってるから仕方ない
ところもあるんですけど例えば、一般会計に持ってくれば、もうちょっと自由度が高
くなるとかはあるんですけどただ、国のお金の範囲内、県のお金の範囲内ってところあ
りますので、ちょっとそれは財政のことを考えながらですね、使い勝手考えたいなと
思っています。

一般会計にきてある程度自由が高まれば、先ほど言ったように介護度が変わったと
きには適正にずっと全部払ってしまうということを防ぐこともあるので、ある程度の、
制約はあるのかもしれないですけど、そういった自由度が利くようになれば使えるよ
うになるかなと思うんですけど、そんなような制度に今なってるので財政どういうふ
うにできるかっていうことで、検討はしたいと思いますけどなかなか制度を変えてい
くとまた負担が増えるので、難しいところかなというふうに考えています。

○Q 要するに国からとか県からのお金が入ってきてそれでやってる事業であるので、国
の意向とかを、もう完全に無視することはできないので今のような使い勝手になっ
てるっていうのが、答えということですね。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）【健康福祉部所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 伊豆市マークの03の9月補正予算資料の3ページ。

2つともなんですけど、1つが、心身障害者福祉費の制度改正に係る障害者自立支援給付支援支払等システム改修委託料220万円。

その下の生活保護総務費も同じく、制度改正に係る生活保護システム改修委託料198万円、いずれも社会福祉課の所管ですけれども、それぞれ制度改正、こういったところがポイントの制度改正なのか、なぜ、なぜこの補正に計上するのか、2点お願いします。

○A システム改修について説明させていただきます。

まず障害者の方のシステム改修でございますけども、こちらにつきましては、1つがですね、就学前障害児の発達支援の無償化に係る認定手続きの簡素化に伴うシステム改修。もう1つが、同一世帯に複数の障害児がいる世帯における負担上限額のシステム改修といったものになります。

それと生活保護の方につきましては、やはり2つございまして、1つが就労自立給付金のインセンティブに伴うシステム改修。もう1つが進学、就職準備給付金への対応に伴うシステム改修という形になります。

○Q 2つ聞いたんですけどいいんですけど、何で9月補正に上げたのかっていうところで、制度改正が年度の途中であって、それで例えばその給付事業が、今言ったそのもろもろ給付事業が、いついつからスタートするからそれに伴ってシステム改修をするんだってというようなことだと思うんですけど、そこについてはいかがですか。

○A まず障害者の方につきましては、令和5年度に変更がございまして、それに伴う改修でございます。

こちらにつきましては国保連を使ったオンラインによる改修ができるということで、今後來年以降に間に合うような形でのシステム改修ということになります。

それと生活保護の方につきましては、10月1日に改正部分がございまして、就労準備給付金につきましては10月1日の改正がございまして。

それに伴う改修の費用ということと、あと進学準備給付金につきましては、本年4月1日からもう改正がございましたけども、システム改修後に早急で該当者がいる場合につきましては給付をするというような形の改修になります。

○Q 確認します。

障害者自立支援給付者給付金の方なんですけど、令和5年度の制度改正があって、そのシステム改修をこの9月定例会に提案して、回収して、実際就学前の児童であるとか、

その辺のお話をもろもろありました。

家族であるとか支援とかっていうことだったんですけど、実際に支援が始まるのはいつから始まるんですか。

○A こちらにつきましては来年の4月1日に間に合うような形で改修を行います。

(委員外議員) あり

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第81号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。